

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

出雲市長 飯塚 俊之

市町村名 (市町村コード)	出雲市 (32203)
地域名 (地域内農業集落名)	佐田地域 (別紙のとおり)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月11日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

佐田地域の農業においては、農家の高齢化や後継者不足により、年々不耕作地が増加している。それに伴って、鳥獣による農産物被害も増大している。今後、中山間地域の農地を守り、農業経営を継続するためには、地域内の集落営農組織と個人農家の相互扶助や地域のつながりを守っていくことが重要である。また、効率的な集落営農組織の再編・設立を目指していかなければならない。

(2) 地域における農業の将来の在り方

本地域での認定農業者の形態は特産・畜産を主体とする農家が大半であり、水稻耕作は各個人農家と集落営農組織が中心となっている。水田農業を維持するためには集落営農組織が必要不可欠であり、今後、更なる営農組織間の連携強化が望まれている。地区ごとに農事組合法人・作業受託グループ・機械利用共同グループの役割分担を明確にし、必要な部分での再編・統合を協議していく。また、集落に担い手がいない地区では、集落営農組織の設立を図る必要があり、地域を支える担い手の確保・育成にも努めていかなければならない。

<主として振興する作物>

主食用水稻、飼料作物、そば、施設野菜、露地野菜

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	803.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	479.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

地域計画の区域は農業振興地域のうち農用地区域の農地を対象とする。ただし、用途地域等でも利用権設定がある農地及び担い手農業者の経営農地、多面的機能支払交付金対象農地は対象とする。なお、再生利用が困難な農地(農地パトロール赤判定)や農振除外した農地は、対象農地から除外する。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手農業者を中心に農地の集積・集約化を図り、団地面積の拡大を農業委員・農地利用最適化推進委員と農地集積推進員と調整し、農地バンクを通じて進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
貸出希望のある農地を農地バンクに貸し付け、担い手農業者への経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際に農業委員・農地利用最適化推進委員及び農地集積推進員と調整し、所有者の貸付意向時期に配慮する。
(3)基盤整備事業への取組方針
農業・農村の多面的機能を保全するため、水路等の小規模な修繕や維持管理は多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金を活用する。また、面的な整備が必要な場合は、農地耕作条件改善事業等の基盤整備事業も検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な農業者を募り、地域の意向を踏まえながら担い手農業者として育成していくため、県・市・JA等関係機関と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
0

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣害対策を検討し、安心して農業に取り組める環境を整える。
- ②水稻等の有機栽培や地元産たい肥の活用を進め、より付加価値の高い農産物の生産を図る。
- ③労働力を補完するため、スマート機械の導入を推進し、生産性の高い農業経営を目指す。
- ⑨地域内の畜産認定農業者と連携した耕畜連携、地域内循環型農業を推進していく。
- ⑩基盤整備事業の実施区域では、担い手農業者への農地集積を図っていく。